

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和4年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分)	25,000千円
【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	404,891千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	10,988			7	984	9,997
	障害者福祉事業	57,573	40,730		1,440	1,380	14,023
	高齢者福祉事業	36,219	18,416		3,399	1,290	13,114
	福祉医療給付事業	13,761	6,838			620	6,303
	児童福祉事業	31,149	19,269		463	1,023	10,394
	小計	149,690	85,253		5,309	5,297	53,831
社会保険	国民健康保険事業	18,893	7,221			1,046	10,626
	介護保険事業	92,755	5,034			7,859	79,862
	後期高齢者医療保険事業	74,964	14,380			5,428	55,156
	小計	186,612	26,635			14,333	145,644
保健衛生	成人保健事業	12,751	992		2,796	803	8,160
	母子保健事業	661				59	602
	感染症予防事業	9,683	4,857			432	4,394
	医療確保事業	45,494				4,076	41,418
	小計	68,589	5,849		2,796	5,370	54,574
合計	404,891	117,737		8,105	25,000	254,049	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分しています。